(総務省)

		、 他の4力 百 /
制度	名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
税	目	所得税、法人税
要望	(個人)にある。	地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度 の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内 事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又 る見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延
主		める特例措置の期間の延長。
o		: 2年間 法令:過疎地域自立促進特別措置法第 29 条 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78、同法施行令
内		第25条第12項2号、第39条の7第6項2号
容		平年度の減収見込額 — 百万円 (制度自体の減収額) (— 百万円)
新	(1) 政策	策目的
設	員立法	22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議 により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを ととされている。
•	過疎	地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の
<u>拡</u>	の向上	みられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振
充	興によ	る地域の活性化を図る。
又	(2) 施贫	策の必要性
は		措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域への企業や の立地が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域
延	資源の	活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能とな
長	また.	、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJ
を		ン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択する できる豊かな社会の実現を図ることが必要である。
必		
要		
٤		
す		
る		
理		
由		

_			,
今回		政 策 体 お 政 策 け お ま 目 的 け	過疎地域自立促進特別措置法第 29 条租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78、同法施行令第 25 条第 12 項 2 号、第 39 条の 7 第 6 項 2 号 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」こととされている。 「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。 23 年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(19 年 11 月策定、22 年 4 月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
1 の 要 望		政 策 の 達成目標	平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。 過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。
に関	理 性 性 :	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間
連 す る 事 項		同上の期間 中の達成 目標	地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。ことによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民会の実とによりを目標を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 9 1 9 万人(2 0 1 0 年)→8 5 9 万人(2 0 1 5 年)
		政策目標の 達 成 状 況	本特例措置は、過疎地域への企業立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。 これまでの実績では、平成19年度2件、平成21年度1件と僅かであるが、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大につながっているものであり、当該地域への人口定着に資するものであり、その結果、過疎地域の人口減少の抑制につながるものである。

		要望の	
	有	要 重 の 措 置 の 適用見込み	平成 22 年度 2 件 平成 23 年度 2 件
	効 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながり、地域の活性化につながるものである。
		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	減価償却の特例(過疎法第30条、租特法第12条、第45条、第68条の27)
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	補助金等他の政策手段はない。 課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う 税負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業 進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地 が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に 効果がある。
	これまでの和	租税特別 措 置 の 適用実績	【過去の適用実績(H 1 9~H 2 1)】 件数 H19 2 件 H20 0 件 H21 1 件
事項の租税特別措置の適用実績と効果に関連する		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置は、民間企業の立地を過疎地域に誘導するためのインセンティブとなり、企業進出により過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、地域資源の活用による地域の活性化の展開が可能となる。これまでの実績では、平成19年度2件、平成21年度1件と僅かであるが、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大につながっているものである。
		前回要望時 の達成目標	過疎地域内に企業を導入することにより、若者をはじめとする定住促進、雇用機会の拡大と所得水準の向上を図り、もって過疎地域の自立を促進すること。

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	企業の進出により、若者定住や UJI ターンの促進、雇用の拡大、所得水準の向上が図られているところである。 しかし、経済環境の悪化などにより、過疎地域においては地域経済が停滞し、人口も引き続き減少傾向にあるなど厳しい状況である。
これまでの 要 望 経 緯	昭和 45 年創設 (直近 10 年) 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 平成 13 年度:適用期限の 5 年延長 平成 18 年度:適用期限の 5 年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長